

広報

とね

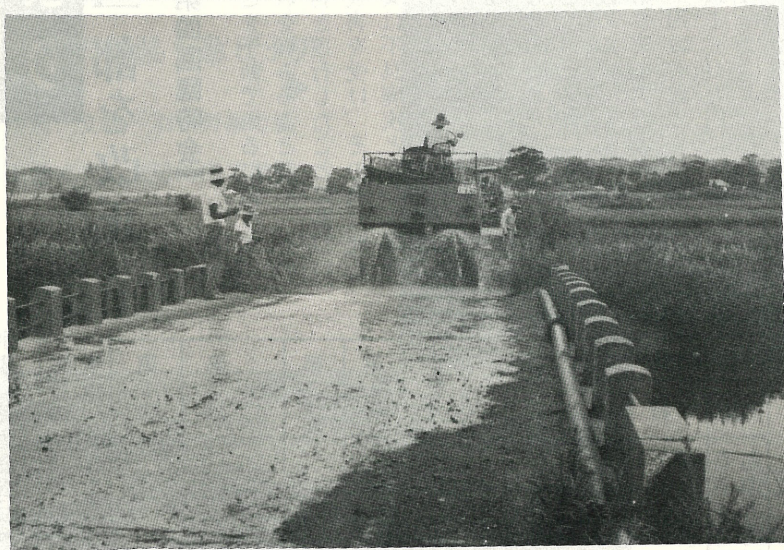
茨城県北相馬郡利根町役場
昭和46年8月20日発行 No. 88



町長の決断 ○ 議会の協力により 本年度中に町道の全舗装を実施

小島町長の重点施策の一つである道路の整備につきましては、皆様の御協力により、着々と進んでおり、現在県道では、小巻、取手線の加納新田及び立崎、羽根野線の大房等で舗装工事が進められております。

一方、主要町道の舗装につきましては、年次計画(五カ年)を短縮し、48年度末までに町内全道路の舗装の完備を図る予定でしたが、町民の皆様様の御要望にこたえまして、更に繰り上げ工事を行ない、46年度中に実施することになりました。



写真は町道6号(下曾根~内宿線)の舗装工事で、8月4日新田橋付近で撮影したものです。

りました。
これ、町長の決断と議会の協力とによって重点施策が積極的に遂行されるものであり、その第一歩が踏み出されたわけですが、各地区の路線を列記しますと次のとおりです。

文地区

上曾根、早尾、早尾、大平、早尾、奥山

下曾根地内三号、下曾根地内六号、布川(山王)、押付新田

中田切、羽中、押付新田地内、学校橋、上曾根、横須賀、立木

布川地区

押付本田地内二四一号、押付本田地内二三四号、旧布川町地内(門前)

麦丸屋、中野宅、記念館、麦丸屋三八八号、記念館、麦丸屋三九一号、花嶋宅、車や(三九二号、三九六号)、新町、谷原、谷原地内、内宿、不柳宿

下柳宿裏通り(堤防下)、以上計二、四三七メートル

文間地区

奥山地区、立木地内、大房地内、立木、大房

忽新田裏通り、立木地内一七四号、一七五号、立木地内十二号、立木地内八四四号、以上計六、四〇〇メートル

東文間地区

福木地内、羽中、中谷、中谷地内十六号、中谷地内五九九号、六〇〇号、土手中谷地内、立崎、中谷十七号、十八号、立崎地内

忽新田、加納新田、加納新田地内二六号、加納新田地内七八一号、七八三号、加納新田地内二五号、二六号

加納新田、東奥山新田、東奥山新田堤防、農協前、土手中谷、忽新田(井原宅)、北河原橋

題字わきの写真は

町道の舗装工事で、やはり下曾根、内宿間で撮影したものです。

議会だより

利根町国保税の一部を改正

〔町議会第四回臨時会〕

昭和四十六年度第四回臨時会は、七月二十一日午後一時三十分から役場の会議室で開かれ、次の二つの議案が審議されましたが、いずれも原案どおり可決されました。

○議案第一号 利根町国民健康保険条例の一部改正について

これは、地方税法の改正により、保険税の課税限度額が現行の五万円から八万円に改正されたものです。

所得割—一〇〇分の・九六
資産割—一〇〇分の・二七・九三
被保険者均等割—被保険者一人について二、四六〇円
世帯別平等割—世帯について二、六六〇円

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年度分の国民健康保険税から適用する。

○議案第二号 利根町消防賞じゅつ金条例の一部改正について

利根町消防賞じゅつ金条例の一部を次のように改正する。第2条中「当然災厄を被る

ことを予断できるに拘らず、これを顧みることなく、その職務を遂行したことに基づいて災害を受け、その為に死亡し又は不具廃疾となった場合においては、これを予算の範囲内で「一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行しそのため死亡しまたは廃疾となった場合においては」に改める。

第3条を次のように改める

1、殉職者賞じゅつ金は百万円以上三百万円以下とし、功労の程度によって定める。

2、障害者賞じゅつ金は三百万円以下とし、別表に定める障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。

第4条中「順位」を「授与される順位」に、「政令第9条及び第9条の2第2項」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第9条及び第9条の3第2項の規定」に定める。

別表第1及び別表第2を削り、別表を次のように定める。

別表 障害者賞じゅつ金

障害の等級	功労の程度による支給額
第1級	三百万円以下 百万円以上
第2級	二百八十五万円 以下 九十万円 以上
第3級	二百七十万円以下 八十万円以上
第4級	二百四十六万円 以下 七十二万円 以上
第5級	二百十九万円以下 六十三万円 以上
第6級	百九十五万円以下 五十五万円 以上
第7級	百七十一万円以下 四十七万円 以上
第8級	百五十万円以下 四十万円以上

備考

1、障害の等級は政令別表第2に定める障害の等級による。
2、障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第5項までの規定の例による。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

利根町議会傍聴人

取締規則

傍聴しようとする者は、議

長に申し出て傍聴券を受け、退場の際返還すること。
また、傍聴席では：

- ①帽子または外とうの類を着してはならない。
- ②かさ、杖の類は携帯してはならない。
- ③飲食または私語してはならない。
- ④公然と可否を表明してはならない。
- ⑤拍手その他騒ぎたてる等会議を妨害してはならない。

次のような者には傍聴を許しません。

- ①人に危害を加えるようなものを携帯している者。
- ②異様な服装をしている者。
- ③酒に酔っている者。

【お知らせ】

救急業務について

最近、交通事情その他、社会状況を反映して、種々の事故の発生件数が次第に増加しとくに急病患者等の搬送が多くなってきました。

そこで、利根町では、竜ヶ崎市との救急業務に関する委託について、ことしの三月に契約し、その業務を開始しましたのでお知らせします。

救急自らの出動区域は、利根町全土となっております

が、出動を要請される場合は直接竜ヶ崎市の消防署へ電話するか、町役場へ電話するようお願いいたします。

救急電話番号は次のとおりです。

竜ヶ崎市消防署—竜ヶ崎局 (〇二九七六) 五一三一番 五一三二番

利根町役場 一一九番

ただし、交通事故が優先で一般家庭の急病等による場合は、医師や町長の要請に基づいて出動することになっていきますので注意してください。火災発生の場合は、消火活動に主眼をおくことになっております。

なお、次の場合は、救急搬送はいたしません。

- ①搬送することによって傷病の程度を悪化させ、または生命に重大な影響を及ぼすものと認められる場合(脳いっ血等)
- ②傷病者があきらかに死亡している場合。
- ③医師が死亡していると診断した場合。
- ④法定伝染病のり病者であることがあきらかである場合。
- ⑤傷病の程度が軽微で、応急処置のみで搬送の必要がないと認められる場合。

区長会新役員決まる 会長は野口栄一氏

利根町区長会の総会が、去る七月十六日午前十時から役場の会議室で開かれました。

この日は、二十三人の区長さんが出席して、まず昭和45年度の事業報告並びに決算報告が行なわれ、続いて役員改選、さらに昭和46年度の事業計画(区長・役場合同会議及び一泊の親睦旅行等)と予算が審議され、すべて原案どおり可決されました。

新役員は次のとおりです。
会長 野口栄一
副会長 中谷孝、山口勝雄、飯塚良平

会計 星野弘毅、深山一郎
幹事 大野毅、沼崎嘉文
顧問 町長小島栄一郎、町

議会議長上原欽治

それでは、ご多忙中にもかかわらず、日夜町行政の円滑なる運営と部落住民の福祉のために、格別のご協力を賜わっておりますところの区長さんがたを別記のとおりご紹介申し上げます。

神社仏閣 (二)

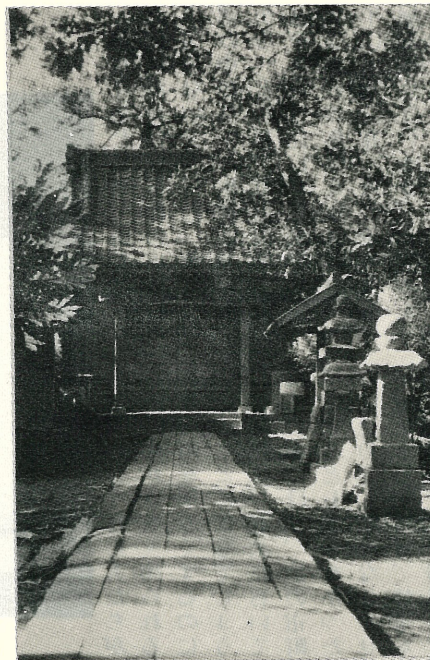
金毘羅社

地藏堂の西にあり。その間路左右に乾隍(からほり)の迹あり。さればこの地域の大手なるべし。境内に空居心経碑あり。又この地に於て毎年八月十日、祭礼相撲ありていと賑へり。

べったりと人のなる木や宮相撲 一茶

以上は赤松宗旦著「利根川図志」から、そのまま引用したものであるが「祭礼相撲ありていと賑へり」とあるとおり、昔は陰暦八月十日の祭礼の日には、小学生や青年団あるいは一般の人にいたるまで一日中奉納相撲をとって心ゆ

くまで楽しんでたものでした。江戸後期の俳人、小林一茶は、当時この地を訪れ、奉納相撲のようを前記の句のように詠んだのでした。見物にやってきた多くの人たちが周囲の木々に登って相撲に見入っている様子が見られて、おくゆかしい一句となっております。



大字布川の琴平神社は、地藏堂(徳満寺境内)の裏手にあり、古来航海の安全を守る神として、船人が最も尊崇した。(やまだ記)
【写真は、大字横須賀七〇九番地の坂本文徳さんが撮影したものです】

既こん地等の買収・売渡登記促進及び売渡処分もれ解消について

自創法(農地解法)農地法による買収・売渡処分をしたもので、登記未済、又買収したが売渡処分がなされていないもの等が、地籍調査、相続等の際発見される場合がかなりありますので、各自の所有地と登記簿を確認の上、農業委員会に申し出てください。

これらの登記については、現在登録免許税の免税措置がありますが、昭和四十七年十二月をもって廃止されることになり、売渡相手方が負担することになりますので、県・農業委員会ともに早期解消すべく努力しております。

区長名簿一覧表

文地区

部落名	区長名	戸数
早大	尾平	36
横羽	須賀	8
上下	根野	70
下	曾根	53
下	曾根	60
下	井田	22
押付	新田	17
中	田切	53
		42

布川地区

部落名	区長名	戸数
押内	付宿	20
浜	宿場	124
馬	原	35
谷	割	171
三	宿	32
中	宿	7
上	宿	65
下	柳	65
	柳	53

文間地区

部落名	区長名	戸数
奥	山	26
押	戸	116
大	房	121
立	木	145

東文間地区

部落名	区長名	戸数
羽	中	69
福	木	55
中	谷	81
立	崎	70
加	新	102
納	田	61
新		
惣		

老令年金の支給が始まります

ことしの五月から、はじめて拠出制の国民年金による老令年金の支給が始まりました。この老令年金は、国民年金制度が発足した昭和三十六年四月一日当時五十才をこえ、五十五才をこえない人のうちで国民年金に加入された人が支給の対象になるものです。

このように国民年金に加入したとき、すでに高令者であったので通常納めなければならぬ二十五才とされている期間を経過的に十年に短縮されています。

これらに加入された人は、ことし三月までで、加入期間(納付済期間)が、ちょうど十年になりますので、六十五才になったときから六万円の老令年金が支給されます。十年間に納められた保険料は、

二万五千八百円ですから、非常に優遇された年金であるといわれます。保険料の納め忘れはないでしょうか。保険料は必ず納めるよう心掛けましょう。

家計簿に国民年金
ママの知恵
国民年金証書交付式
行なわれる

去る七月十二日、役場の会議室で行なわれた、利根町国民年金委員会の席上、第一回の国民年金証書交付式を行いました。次のかたがたに町長から国民年金証書が手渡されました。

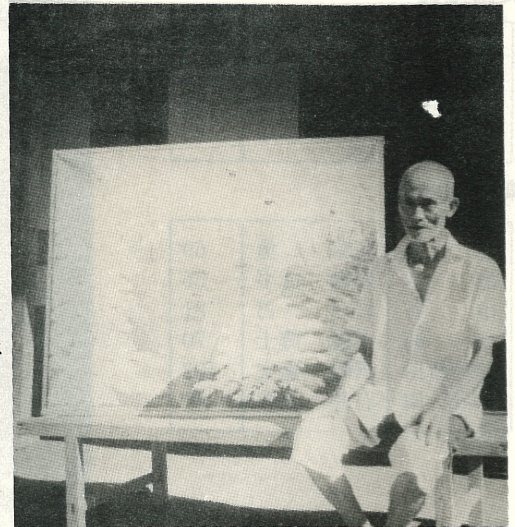
- 加納新田 高島弥三郎さん
- 加納新田 北沢 正夫さん
- 布 川 森田 かねさん
- 立 木 玉川 こうさん

明るい町づくりに一役

アマチュア画家またまた登場

利根町は、いま、大きく変わろうとしています。最近まで「陸の孤島」とか「真空地帯」などといわれ、まったく忘れられた存在でもあるかのうように町の有力者からも言わ

れていました。わたくしは、こうした言葉をきくたびに激しい憤りをすら感じていたものでした。(そんなことを言っている間にどうして町の発展を考えないのである 小と)



わたくしたちは、数年前、文化の面だけでも他の市町村に劣らないようにと、「美は生活の中から」、「生活は美の中から」と叫び、町の美術愛好家をきゆう合し、利根町光竜会なるものをつくりました。年に二回(春・秋)総合美術展も開いています。もちろん会員も年々ふえています。

今後、こうした人たちが、会員の中から続々出られることは、町を明るくするのに一役買うことになるでしょう。利根町は、過去においても文化の面だけは、他の市町村にまさるとも劣らなかつたことは見のがしてはなりません。わたくしたちは、将来も長く文化都市として利根町が発展するよう努力して行きたいと思えます。

利根町光竜会 M・N生

布川地区で下水の清掃を実施

下水がどここおりますと、悪臭や蚊の発生源になるばかりか、まわりにあふれて、非常に不潔になります。

また、大雨や長雨が続きたりすると、道路ばかりでなく建物の中にまで汚水が流れ込んで、思わぬ被害に泣かされることも少なくありません。

そこで布川地区では、去る七月二十五日、せつかくの日曜日を返上して、午前九時からいっせいに下水の清掃を実施しました。

この日は、消防団のかたや役場からも関係職員が応援にでて、衛生上の見地から、薬剤を散布するなど、住みよい町づくりのため、一日中汗を流して下水の清掃に励まれました。

布川地区の皆さんご苦労さまでした。

利根町人事

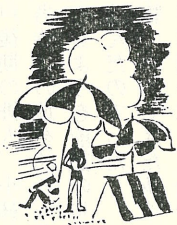
〔臨採〕

六月一日

椎塚 寛明(産業経済課)

八月二日

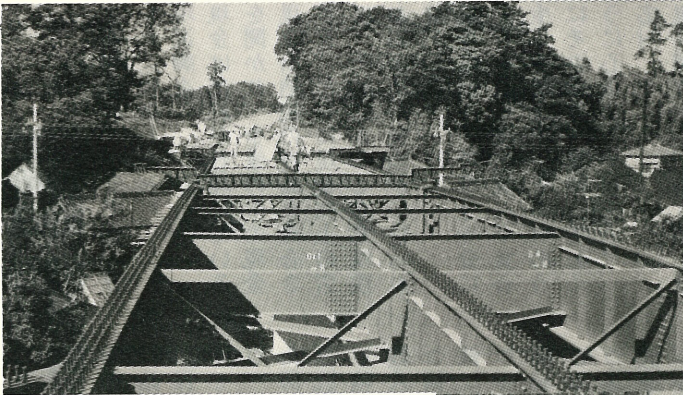
森杉 義一(企画開発課)



フォトニュース

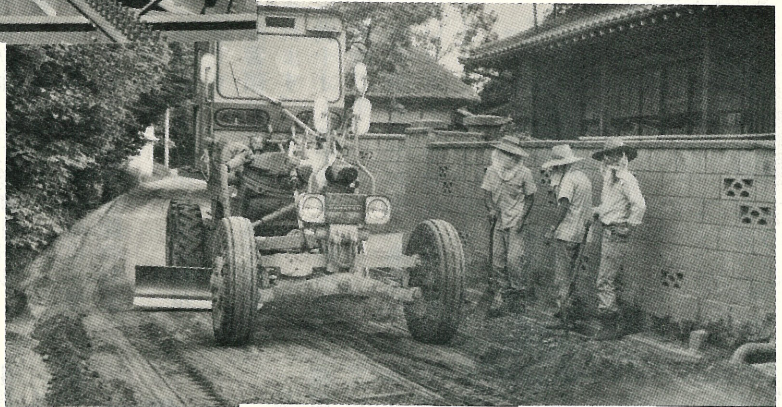
ピッチを上げる陸橋工事

◀ 栄橋の掛け替えに伴う陸橋の工事は、日夜急ピッチで進められ、もう少しで新橋につながります。(8月6日)



県道の舗装も急ピッチ

▶ 県道、立崎～羽根野線の装工事です。大房地内で撮影(7月31日)



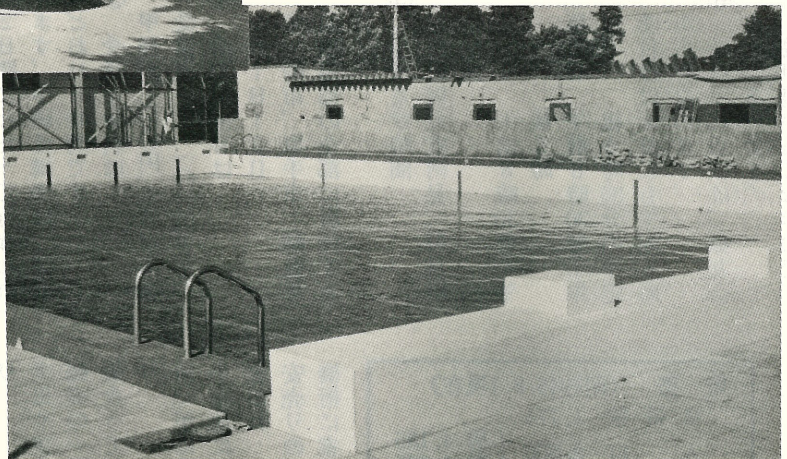
炎天下のごみ収集

◀ きれいな町づくりをめざして2年前から町が実施しているごみの収集です。しかし、炎天下の作業は容易なことではありません。毎日ご苦労さまです。



利根中にプール完成

▶ 5月末から工事が進められていた利根中学のプールが立派に完成し、8月11日にしゅん工式が挙行されました。(くわしくは次号で)



商工会たより

● 税務調査のじょうずな受けかた(税のしるべ)

○ 現況調査

現金はだれが管理しているかを聞かれ、金庫の中の現金と現金出納帳の残高を照合されます。とくに現金売上の店では、それによって事業規模のおおよその見当がつけられます。

● 商工貯蓄共済加入増強週間 始まる

○ 保険料が普通保険の二分の一で大きい保証

○ 一口について三十万円の生命保険が保証されます。

○ 低利で有利な還元融資

○ 積立金以内の融資

○ 日歩二銭八厘

○ 積立金二倍の範囲

○ 日歩二銭(保証付)

○ 専従者給与の裏付けに：保険料は年末調査で空除の対象となります。

○ 集団保険ですから保険料が低廉です。

○ 貯蓄額は十年間複利で計算されます。

○ 満十才〜五十才までのかたは無診です。

毎月事務局でお宅へ集金にまいりますので知らず知らず

のうちに貯蓄ができるのしみがあります。

● 八月の講習会

食品衛生講習会

店舗診断

所得源泉税の改正(青申総会兼)

● 後期技能検定実施予定

申請受付 四十六年十月一日〜十五日まで

職種 建具製作・とび・畳製作・洋裁・和裁・給排水衛生設備配管ほか。

くわしいことは事務局へ電話してください。

(利根町商工会事務局)

今月の納税【8月】

町県民税(第2期)

事業税(第1期)

水稲掛金(第2回)

水道使用料

します。

① 経験者は昨年と同様です。

② 初心者には、講習時間が6時間から9時間に延長されました。そのため講習は、2日間にわたって行なわれます。甲種受講者は、従前どおり6時間です。

③ 受講手数料は甲種が七〇〇円、乙及び丙種受講者が一、一〇〇円です。

④ 講習開催日は9月1日〜2日

竜ヶ崎市、取手市、稲敷郡北相馬郡の全部に居住する者。

⑤ 場所及び時間

稲敷郡阿見町阿見、阿見町公民館

第1日 午前8時30分〜午後5時

第2日 午前8時30分〜午後0時30分の予定

受付けは2日とも午前8時から行ないます。

⑥ 受講申込用紙は、猟友会支部にあります。

⑦ 駐車券が広くないので、

なるべくバスを利用してください。バスは土浦駅からの場合、関東バスでは園芸試験場・若栗または小池行き、茨城観光バスでは竜ヶ崎または柴崎行きで、いずれも阿見町役場前下車です。

広報文芸

俳句： S・Y生

蝶飛んで山百合の花揺れにけり

老母や夜干しの梅を屋根の上鶴嘴の一撃ごとの汗の雨飯食うて汗たらたらと流しけり

泳ぐがに蛇舗装路を渡りけり小綬鶏に啼かれはしかの子に泣かれ

安売りの西瓜の肌の電の傷橋桁に雀ら遊び秋立ちぬ



現金調査中は、できるだけ冷静に振舞ってください。おどおどしたり煮えきらない態度をとることは、かえって疑われるだけです。堂々と冷静に応接しましょう。

鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づいて、例年実施している狩猟者講習会について本年度の実施要領が次のとおり決まりましたのでお知らせ

狩猟者講習会 開催要領決まる

- ① 経験者は昨年と同様です。
- ② 初心者には、講習時間が6時間から9時間に延長されました。そのため講習は、2日間にわたって行なわれます。甲種受講者は、従前どおり6時間です。
- ③ 受講手数料は甲種が七〇〇円、乙及び丙種受講者が一、一〇〇円です。
- ④ 講習開催日は9月1日〜2日
- ⑤ 場所及び時間
- ⑥ 受講申込用紙は、猟友会支部にあります。
- ⑦ 駐車券が広くないので、

町勢 (昭和46.8.1現在)	
世帯数	1,774
人口	8,500 { 男 4,135 女 4,365 }
発行所	利根町役場
町長	小島栄一
編集	総務課 広報係
電話	(利根) (029768) 2211, 2212, 2213
印刷	倉沢印刷株式会社